

アジア・アジアパラ競技大会の警戒警備への協力をお願い!

愛知県内アジア・アジアパラ競技大会が開催されています。

また、西尾町地内に位置する春日井カントリークラブは本大会のゴルフ会場となっております。

住民の皆様には、大きな負担をお掛け致しますが、下記3点についてご協力をお願いします。

◎ テロ等違法行為の未然防止について

「インターネット等におけるテロをほのめかす言動」「レンタカー等で徘徊している者」「人が多く集まる駅や空港、繁華街等に放置された物」等の不審者、不審車両、不審物等を発見した場合は、通報をお願いします。

◎ 警戒警備について

安全確保のため、警察官が身分や行き先を尋ねたり、持ち物や車のトランクなどを見せていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

◎ 交通規制について

愛知県内で大会に伴う大規模な交通規制を行います。自動車の利用を控え、混雑緩和にご協力をお願いします。



道路交通法一部改正のお知らせ 「生活道路の法定速度30キロ」

ご存知でしょうか?

令和8年9月1日から、道路交通法の一部改正により、生活道路における自動車の法定速度が時速30キロに引き下げられました。

事故が起きた際、自動車の速度が30キロを超えていると、歩行者の死亡率が急激に上がることから、歩行者の利用が多い生活道路では、スピードを押さえることが必要となります。

今回引き下げられる道路は大まかに分類すれば中央線や中央分離帯がない道路が該当します。

自動車を利用する際は、改正された法律のことを思い出し、安全な運転をしましょう。

内津駐在所だより



採用ホームページ



一緒に地元を守る
仲間を募集中!

